

2025 年度(令和 7 年度)日本学生支援機構奨学金 (貸与型)予約採用候補者への皆さんへ

本学学部及び大学院入学者で、2024（令和 6）年度中に日本学生支援機構奨学金の 2025 年（令和 7 年度）予約採用候補者に決定している学生は、「採用候補者決定通知（進学先提出用）」を、2025 年 4 月 1 日（火）～4 月 23 日（水）までに担当係の窓口まで提出してください。

「採用候補者決定通知（進学先提出用）」提出後、パスワードをお渡ししますので、下記提出（入力）期限までにインターネットで「進学届」を提出（入力）し、所定の手続きをするようにしてください。

この手続きを怠った場合は、奨学生の資格を失いますので、
十分注意してください。

1. 「進学届」提出期限及び初回振込予定日

	インターネットによる提出（入力）期限	初回振込予定日
第 1 回	4 月 1 日（火）～4 月 7 日（月）	4 月 2 1 日（月）
第 2 回	4 月 8 日（火）～4 月 2 3 日（水）	5 月 1 6 日（金）
第 3 回 (予備回)	4 月 2 4 日（木）～5 月 2 3 日（金）	6 月 1 1 日（水）

2. 担当係

品川地区：学生サービス課奨学係（TEL03-5463-0434 又は 0435）

越中島地区：学生支援係（TEL03-5245-7317 又は 7316）

3. 入学時特別増額貸与奨学金

予約採用申請時に入学時貸与奨学金（以下「入増」という。）を希望しなかった貸与奨学金採用候補者が、その後の生活状況等の変化により進学後に入増が必要となった場合には、個別に申し込みを受け付けます。担当係までお問い合わせください。

【対象外の者】

- （１）貸与奨学金の第一種奨学金（または授業料後払い制度※）・第二種奨学金を進学届提出時に全て辞退した者（単独で入増のみ貸与を受けることはできません。）
- （２）入増の採用候補者であったが、進学届提出時に入増を辞退した者（辞退後の再申込はできません）

4. 「授業料後払い制度」について

2025（令和 7）年 4 月に博士前期課程に入学し、第一種奨学金の予約採用候補者のうち、「授業料後払い」の利用に変更を希望される方は、学生サービス課奨学係に事前にご連絡ください。

（「第一種奨学金」と「授業料後払い制度」の併用はできません。）

※「授業料後払い制度」は大学院博士前期課程が対象の制度です。